

# 潮来市行財政改革大綱

平成 1 4 年 4 月

# 目 次

- 第 1 行政改革大綱の基本方針
- 第 2 行政改革の推進期間及び方法
- 第 3 行政改革推進事項
  - 1 事務事業の見直し
  - 2 財政健全化の推進
  - 3 時代に即応した組織・機構の見直し
  - 4 定員管理・職員能力の開発等の推進
  - 5 給与の適正化の推進
  - 6 効果的な行政運営（行政の情報化・行政サービスの見直し）
  - 7 会館等公共施設の設置及び管理運営
  - 8 その他

はじめに

**【潮来町・牛堀町合併】**

旧潮来・牛堀両町においては、地方分権実施による自治能力向上のため「潮来町・牛堀町町村合併」を行政改革最大の目標として取り組み、平成13年4月に潮来市の誕生を実現した。

平成13年度は、合併協定に基づき、円滑に潮来市行政のスタートとなった年度あり、「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」(H13～H17前期計画)による道路、生活環境整備(リサイクルの推進等)、小中学校の整備、産業の振興(道の駅整備等)、就学前児童の医療費無料化等を着実に実施している。

**【潮来町・牛堀町行革大綱】**

以前の行政改革大綱において旧潮来町は、平成9年10月「潮来町行政改革大綱」を策定し「町民の立場に立った行財政運営・簡素で効率的な行財政運営・新しい時代に対応した行財政運営」を目指してきた。大綱に掲げた重点事項の進捗事項は、各事務事業の見直しを行い経常経費削減等成果を上げているが、合併調整事項及び財政事情等から、取り組めないものもあるので引き続き調整検討を行う。旧牛堀町は、平成11年3月「牛堀町行政改革大綱」を策定し「合併の積極的推進」を目標としほぼ達成している。

**【新行財政改革推進の背景】**

現在の少子高齢化の進行、長引く景気低迷による税収の伸び悩み等から市財政の厳しい状況に変わりないが、住民ニーズの「高度化、多様化」と日常生活の広域化に迅速かつ的確に対応すべき組織機構及び業務の見直しを行わなければならない。また、自治への住民参加を促進するとともに、情報公開を進めることにより、行政運営の透明性、公平性の整備を図っていく。今回の本市における行財政の改革において優先させるものは、簡素・効率化の見直しを行い、行政の質的転換に取り組むものである。職員の定員管理・経常経費を抑制し、「最小経費で最大の効果」の目標達成のもと改革・改善を推進する。

このような中、今回、潮来市行政の当初の取り組み及び合併協定調整取りまとめとして、今後3年間の期間において「潮来市行財政改革大綱」を策定したものであり、行財政運営力の向上と、市民と協同の「まちづくり」を推進すべく、市議会、市民の理解と協力を得ながら全庁を挙げて取り組むものとする。

## 第1 行政改革の基本方針

### 1 . 市民と協同行財政運営

地方分権の推進に伴う地方公共団体間の競争ともいえる現状の中、行財政運営を公にし、市民の理解と協力を得て、潮来市の「まちづくり」を推進する。

### 2 . 財政健全化の推進

起債の年度別償還額は平成14年度13億、平成15年度15億、平成16年度21億、平成17年度16億と平成16年度にピークを向かえるにあたって、「最小経費で最大の効果」の基本目標のもと財政計画の調整を行い、貴重な財源の健全執行を常に優先させる。

### 3 . 効率的、効果的な行財政運営

市民にとって分かりやすく、働く職員にとって働きやすい、組織・事務事業の見直し、各公共施設の連絡体制強化を図り、効率的、効果的な行財政運営を推進する。

行政評価を行い、重点事務事業の見直しを行う。事務事業削減を通し、簡素効率化を図る。

## 第2 行政改革の推進期間及び方法

今回大綱推進については、合併直後であるので合併調整項目及び合併調整期間を鑑み平成14年度から平成16年度までの3年間とする。

財政健全化については、別期限の財政計画（合併前期計画H13～H17）により検討を行う。年度目標及び推進事項については、実施計画に掲げるものとする。なお、建設事業の延伸等事業見直しは行う。

行政改革は、これまで通り全庁一丸となって推進することはもとより、市民の各種行事参加により共に役割を持って、行財政の運営力向上を図る。

取り組み内容を年度ごとに設定した実施計画を策定し、計画的に進行管理を行う。進行の管理においては、市民の評価、意見を把握することが重要であり、潮来市行政改革推進本部が中心となり年度管理、公表を行うものとする。

### 第3 行政改革の推進事項

#### 1 事務事業の見直し

##### (1) 基本的考え方

「市民の望む行政サービス及び効率的・効果的行政サービス向上」を目標とし、事務事業の総合点検を行い、全面的整理合理化を実施していく。同観点から緊急度の高いものから実施していく。

市民（民間）の行政参画及び情報化政策を含め新しい行政手法の検討については「行政の公平・透明性の向上」のため積極的に取り組む。

##### (2) 主な推進事項

行政評価の実施及び事務事業のスクラップアンドビルド  
平成14年度に行政評価実施により改善内容の具体化  
平成15年度から事務事業のスクラップアンドビルド  
業務改善運動の再実施

部署（各係及びグループ）年1改善運動の実施

手数料、使用料を受益者負担の原則に立って見直し改訂を行う。

市税の収納率向上のため収納体制の整備を図る。

補助金等の整理合理化（補助金等審議会の継続）

時間外勤務手当の目標管理を徹底すると共に、ワークシェアリング導入等により、低賃金の雇用利用による経費削減を図る。

行政情報公開の充実による透明性、公平性の確保。

住民要望に対する施策の適正な選択が出来る体制を図る。

（市民評価制度の導入検討）

各種関連事業の一本化による事務の効率化を図る。

（ワンストップサービスを目指した業務効率化の検討）

業務時間外の行政サービスの検討。

フレックスタイム制度の検討

#### 2 財政健全化の推進

##### (1) 基本的考え方

現時点において潮来市による決算の実績がないこと、合併直後であることにより財政の数値化による評価は困難な状況である。合併建設計画を受けて、財政計画（前期計画H13～H17）は既に計画されているところであるが、よりひっ迫される財政状況から事業の推進にあたっては、経常経費の削減はもとより、各事業の延伸等を行うなど、財政の健全化を図るため目標を設定していく。

## (2) 主な推進事項

経常経費の抑制

目標値：経常経費の削減

・経常収支比率 78%未満の実現

・経常収支の内、人件費率 28%未満の実現

財政診断の実施

バランスシート（貸借対照表）導入

（資産と負債を明確にすることにより資産の有効利用、市民への明確な財政情報提供、職員のコスト意識の向上を図る。）

公営企業経営の効率化

・水道事業においては、公営企業法上の独立採算経営の早期実現に向け、経営の見直しを行う。長期・中期事業会計計画により料金の改定を計画的に行うと共に一般会計からの支出（負担金・補助金・出資金）について削減計画を行う。

特定財源の確保

## 3 時代に即応した組織・機構の見直し

### (1) 基本的考え方

平成13年度に新市として組織機構を配置しているところであるが、合併調整方針により再編される部分の早期調整と事務事業見直しに伴う効率的で住民にとって分かりやすい組織機構にするための見直しを引き続き行う。

### (2) 主な推進事項

市民にとって分かりやすい組織機構

（関連業務の一元化及び簡素で分かりやすい名称の検討）

市民政策参加型行政組織

（事業の住民参加促進、ボランティア活動育成）

各種審議会、委員会等組織の合理化及び活性化

合併後の自治消防団組織見直し

## 4 定員管理・職員能力の開発等の推進

### (1) 基本的考え方

職員の年齢構成から平均給与を推測すると平成20年にピークを向かえると推測される。これを緊急課題と捉え、事務事業の見直し、組織・機構の見直しにより、民間委託の活用等、業務執行適正化を図りながら、人件費の抑制を図る。定員適正化計画により定員モデルを超過させないよう管理し、部門別管理も行うこととする。

職員の能力開発は、行政運営推進の核を占めるものであり、潮来市人材育成基本方針により、新しい市民ニーズに立脚した政策形成を行い、効率的・効果的行政運営を進めるべく、「全体の奉仕者としての強い使命感、コスト意識に根ざした経営感覚、広い視野と先見性に裏打ちされた豊かな能力」を備えた職員育成を図る。

## (2) 主な推進事項

平成14年4月1日の職員数 324人を

平成17年4月1日の職員数 308人以内とする。

平成20年4月1日の職員数 290人とする。

平成14～16年度の間には16人(4.9%)の縮減、平成14～19年度の間には34人(10.5%)の縮減をする。縮減にあたっては新規採用の抑制を基本とし、新規業務に伴う人員配置については部局内の人員再配置で対処することとし、縮減については、類似市の職員数を検討し、一般行政から26人、特別行政・公営企業から8人の縮減を目標とする。

(定員適正化計画の策定による年度別管理を行う。)

	14年度	15年度	16年度	平成14～16年度	平成17～19年度	平成14～19年度
縮減人数	6	6	4	16	18	34

潮来市人材育成基本方針による職員の資質・能力向上。職員業務態勢向上のため職員行政改革マニュアルの徹底を図る。

## 5 給与の適正化

### (1) 基本的考え方

職員の平均年齢のピークは平成20年度(44.7才)と予想され、平成21・22年度横這いから平成26年には平成13年度水準(41.6才)になり減少傾向となる。平均給与はこれに連動することから給与の抑制については、平成26年度までは厳しい状況にある。

給与の適正化については、職員の能力開発、適正、意欲を生かせる昇任・昇格制度の充実の検討と共に、適正水準確保のため制度の見直しの検討を行う。

公表により透明性の確保、市民の理解が得られるよう努める。

### (2) 主な推進事項

給与水準の適正化を図る。

各種手当て削減等の見直し

勤務評定(実績)制度導入検討。

## 6 効果的な行政運営（行政の情報化・行政サービスの見直し）

### (1) 基本的考え方

市民ニーズに対応するサービスの見直し、簡素・効率的な情報化処理システム・事務手法の見直しにより行政運営力向上を図る。

職員提案制度の充実を図り、効果的行政運営を目指すと共に職員の行政運営力向上を図る。

### (2) 主な推進事項

ISO認証取得に向けた業務検討

（市の方針実現に向けた、環境マネジメントの検討）

民間委託の導入検討。

（直営と民間委託とのコスト比較及び事業性の検討実施）

庁舎一体の連携システム（庁内LAN）の実施。

市内連携の情報化システム導入検討。

（行政情報の透明性の確保、サービス向上）

選挙システム導入及び選挙投票所の縮減による選挙事務の一部効率化の検討。

職員提案制度の実施。

提案週間実施による行政運営向上を図る

職員年1提案×3年＝約900提案

## 7 会館等公共施設の設置及び管理運営

### (1) 基本的考え方

既存施設の利用状況から開館日時の拡充など市民が利用しやすい柔軟な施設利用の在り方等、今後の利用形態の改善を行うと共に未利用施設の有効活用の検討を行う。

### (2) 主な推進事項

管理運営の見直し（開館日時と民間委託等）

各施設の有効利用及び相互連絡連携体制の整備を図る。

各公共施設の行政サービス窓口機関とすることを旨とする。

（公民館等における行政サービスの検討）

未利用施設の改善

## 8 その他

国・県・近隣自治体との行政守備範囲の見直しについては、事業別の広域性の必要性について再検討を行う。

行政と民間（市民）の行政守備範囲の見直しの面において「如何なることでも行政へ」という行政依存を強める傾向が一部あるが行

財政の適正化・健全化に伴い、民の力を活かす方向に転換すると共に適正な受益者負担を推進する。

(1) 主な推進事項

- 行政経費の削減
- 行政守備範囲の見直し